

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://www11.plala.or.jp/dowakai>
E-mail: dowakai@khaki.plala.or.jp

第180号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

中央本部理事会を開催

第22回全国大会の日程を決定

中央本部(会長 茗荷完二)では、1月26日午前11時30分から執行部会を、午後1時からは理事会を大阪市内の「大阪ガーデンパレス」において開催した。

開会のあいさつで茗荷完二会長は、「昨年の安倍政権になってから空席になっている自民党の人権問題等調査会の会長が、未だに空席のままであることから、『人権擁護法案』の修正についての審議ができず



第22回大会の概要を決めた中央本部理事会

にあるので、現在開催されている第166国会で、『人権擁護法案』を成立させることは非常に困難であるので断念するが、夏の参議院議員選挙後には内閣改造と党役員改選があると思われるので、この機会を活用していきたい」と、今国会での「人権擁護法案」の成立を断念することと、夏の参議院議員選挙後に活動を集中することを述べた。

議長に橋本敏春副会長が就いた。

議案

1. 第22回全国大会の開催について

平河秀樹事務局長から、本年の第22回全国大会を、これまでと同様に、自民党本部の8F大ホールにおいて、昨年と同規模の650名で開催したいと提案があり、承認した。

2. その他
平河秀樹事務局長から、午前中に開催した執行部会において、広島県

第22回全国大会

日時 5月24日(木) 午後2時〜
場所 自民党本部8F大ホール

今号の内容	
中央本部理事会	1P
伊吹発言への見解	2P
衆・法務委員会の議事録	3・4・5P
新聞切り抜き	6P

本部を、「都府県本部及び市町村支部の設置基準並びに運営基準」違反で、廃止処分にしたことを報告した。また、平成19年度から、会費を値上げすることが提案され、承認した。開会のあいさつを、上田卓雄副会長が行い、閉会した。

処分 06・1・26
広島県本部を、「都府県本部及び市町村支部の設置基準並びに運営基準」違反で廃止処分にする。

号081第 伊吹・文部科学大臣の発言についての個人的見解

自由同和会中央本部 事務局長 平河秀樹

伊吹・文部科学大臣の「人権だけ食べ過ぎれば人権メタボ症候群」と講演の中で話したと報道があったことについて、都府県本部から問い合わせがありますので、私の個人的見解を述べたいと思います。

発言は、今年25日長崎県長与町で開かれた自民党長与支部大会で「教育再生の現状と展望」と題して講演した中で、「人権は侵すべからざる大切なもの」としたうえで、人権をバターに例え、「人権だけ食べ過ぎれば、日本社会は人権メタボリック症候群になる」「権利と自由だけを振り回している社会はいずれだめになる」と発言したもの。

これは、伊吹大臣の地元である京都をはじめとする大阪や奈良での部落解放同盟のことを念頭においた発言と史料される。

特に、京都においては、京都市職員に同和地区住民を優先的に団体を通じて、無試験で就かせる優先雇用(選考採用)を長年続け、その結果として、優先雇用された職員が犯罪を起こし、逮捕されるという不祥事が昨年から続いており、また、優先雇用された職員35名が市営住宅の家賃を長年滞納している事実が判明している。

さらに、部落解放同盟の県連幹部や支部の幹部が行う視察旅行などを水増し請求したことで、返還命令が出されるなどしている。

また、大阪市では飛鳥支部長の事件は記憶に新しく、奈良市では環境清美部の職員(奈良市支部協議会副議長)が5年10カ月間で、病気休暇制度を悪用して出勤したのが、わずか8日だけで満額の給料をもらっていたことが発覚しているし、同じく奈良市でも、市営住宅の家賃の滞納が、約700世帯で5億8000万円になり、そのうち約1割が市の職員であることなど、部落解放同盟員の傍若無人な振る舞いが露呈していることで、人権擁護の権利を主張するならば義務も果たすことが必要ではないかと運動団体への警鐘ととるべきであり、批判するべきではないと思われる。

これまでの運動は、揚げ足を取ることや言葉尻をとらまえ「差別だ」「偏見だ」と声高に叫び、人権や同和問題に関する自由な言論を封鎖してきたことで、同和団体は怖いとのイメージを植え付け、差別解消を遅らせてきたと思われる。

悪意を持った確信的な差別発言には、毅然と立ち向かうが、無知や無意識でのうっかり発言などは、本人が気づき謝罪すれば目くじらを立てて、差別だ差別だと騒がないほうが、同和問題について自由な議論の場を醸し出すのではないかと思う。自由な議論ができて初めて本格的な問題の解決が始まるのではないだろうか。いつまでもタブーにしていたら解決には繋がらないと思う。

現在の差別感情は、部落差別というより、同和団体への嫌悪感が主なものであると考えられる。言い換えれば、同和団体の活動が差別を助長しているといえないだろうか。

これまでの運動を振り返り、次世代のため反省する次期に来ているのではないかと思われる。

衆・法務委員会議事録

今国会(第166回国会)の第3回衆議院法務委員会(2月21日)で「人権擁護法案」について議論がありましたので、その箇所だけを抜粋して掲載します。

答弁者

長勢甚遠・法務大臣

富田善範・法務省人権擁護局長

質問者

平岡秀夫・衆議院議員(民主党)

○平岡委員　そこで、これは大臣の所信にも触れているのでありますけれども、人権擁護法案、平成十四年に最初政府から提案されて、その後、紆余曲折があつて、これからどうされるのかなというところで私も関心を持っておりましたけれども、大臣の所信では、「人権擁護法案については、従前の議論を踏まえ、今後も真摯に検討を進めてまいります。」これは、全然わからないんですよ。一体、具体的に何をしようとしているのか、さっぱりわからない。

まず最初に、ちょっとお聞かせいたいただきたいと思つています。大臣は、この人権擁護法案についての法案の提出の見込みというのをどのように考えておられますでしょうか。

○長勢国務大臣　人権擁護法案については、先生も御案内のとおりだと思いますが、平成十四年に国会に法案を提出した際、あるいは平成十七年に再提出しようとした際、さまざまな議論があつたところでございます。当然、政府として法案を出す以上は与党等との御議論も踏まえて出す必要がございますが、今現在ではさまざまな議論がある中でございまして、その御意見を踏まえながら、さらに検討していかなきゃならない段階ではないかと思つております。

○平岡委員　私が心配しているのは、現在、安倍総理という人が内閣のトップを占めているということですね。安倍総理がこれまでどんなことをおっしゃられていたか。これは新聞報道でしかありませんけれども、幹事長代理のときに安倍現在の総理が言われた話としては、人権侵害の定義があいまいで果てしなく解釈が広がる危険性がある、いいかげんな形で国会に提出し成立させてはならない、例えば北朝鮮出身者の人権を守っている朝鮮総連の方々を委員になれば、私は真つ先に人権侵害を行つていふことにされる危険性がある、こういうような口調で、非常にこの人権擁護法案をまるで敵視するかのような発言をされているということでありませう。

こういう総理大臣のもとで本当に人権擁護法案が出せるのかなというのが私は心配なんですけれども、今回の通常国会において、公明党の方々を中心になつて、本会議とか委員会でも質問されておられまして、そこで総理の答弁をちょっと見てみますと、人権擁護法案についてはこれまでさまざまな議論がなされてきたところでありまして、まずはそうした議論を一つ一つしっかりと吟味しながら、慎重の上にも慎重な検討を行うことが肝要と考へております、こういうふうになつていけるんですけれども、長勢大臣のところには安倍総理から何か指示はおりているんですか。具体的には、どんなことを今安倍総理はこの人権擁護法案について長勢大臣に言つておられるんでしょうか。

○長勢国務大臣　本会議の答弁は今お話しになつたようでございますが、その後、参議院の予算委員会でしたでしょうか、本会議でございまして、改めて答弁をなさつておられると思つていますが、総理は、特別にこれについての御指示ということではございませぬけれども、その参議院等の答弁にありますように、さまざまな論点について真摯に検討を行うべきであるというお考えだと伺つております。

○平岡委員　伺つておりますということだけで、この大臣の所信で今後も真摯に検討を進めてまいりたいという点では、前に進みそうな感じがしませぬよね。総理がどんな考え方を持っているか、私は知りませんが、だけれども、真摯に検討してまいりますと、それは、ただ単に時間稼ぎをしているとしか私には思えないんですけれども。

今、真摯に検討しているという検討の項目というのは具体的に何があつて、どういう議論がされているんですか。いろいろな問題があるときに、一生懸命検討している小委員会みたいなものがある、それがだれのどういう指示に基づいてやっているのかわかりませぬけれども、目に見えて何か進めておられるところが他方の分野ではあるにもかかわらず、この問題については一体だれが何をしているのかさっぱり見えてこない、こういう状況だと思つてます。

大臣、質問ですけれども、真摯に検討するという対象となつていふ事項と、その検討状況を私に説明していただけますでしょうか。

○長勢国務大臣　さまざまな論点がありますが、人権侵害の定義、または人権委員会のあり方、人権擁護委員の選任要件、報道関係条項など

について今までも議論があり、それらについてまだ結論はきちんとは出ない。これは我々の中でも議論しておりますが、与党内での議論がまだ方向づけがされる状況になっていないという状況だと思えます。

○平岡委員 いろいろ言われて、何も出ていないというのでは議論のしようがないんだけど、例えば、人権侵害の定義というふうに今言われました。いろいろな文献を見ると、何か人権侵犯事件とかいう言葉も使われています。

実は、これは余り大きな声で言う話じゃないんですけども、先日、大臣が所信を読まれたときに、「人権啓発や人権侵害事件の調査・救済活動の充実強化に努めてまいります。」と言われて、侵害と侵犯というのがどう違うのかなと私はふと思ったわけがありますけれども。

人権侵犯事件について言えば、大臣も所信にしっかりと述べておられますし、法務省の所管事項の中にも、「人権侵犯事件に係る調査」とか「被害の救済及び予防」といったようなことで、何を対象にしているのかということ、要するに、人権侵犯事件という形で書かれているんですよ。それにもかかわらず、人権侵害の定義ができない。逆に言って、人

権侵犯、人権侵害の違いはあるかもしれないけれども、その対象となるべきことの定義ができないというのは、一体何をしているんですか。今の法務省の事はできないんじゃないですか、そんなことをしていただく。どうですか。

○長勢国務大臣 人権侵害といえ、当然、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいうことになると思いますが、当然、擁護法案をつくるということになれば、その個別の事案がどうかということもきちんとした上で、それに対する対応の制度をつくっていかなくやならないわけでありますから、その意味でいろいろ議論があるということでございます。

○平岡委員 いろいろ議論があると言われるんですけども、今、どこでどういう議論をされているんですか。

○長勢国務大臣 今まであった議論を含めて、事務局から答弁させます。

○富田政府参考人 人権擁護法案の問題点については先ほど大臣が答弁されたとおりですけども、要するに、我が国の人権擁護事務、特に人権侵害事件については、法務省設置法に所掌事務として掲げられている

だけでありまして、具体的な権限の規定がなかったわけであります。そういう意味で、非権力的な行政として、啓発、そして勧告、説示等をやってきているわけでございます。それを、具体的な権限を持たせて明確にしていこうというのが人権擁護法案であります。

そうなりますと、その所掌事務の範囲が明確にならなければならぬ。今までは非権力的でありますから、なるべく広く救済する方向でやってきたわけですが、それを具体的にどの範囲でやるかということになりますと、これはなかなか難しい問題であります。

従来の人権擁護法案は、特別救済の範囲は一応限定はしておりますけれども、そのあたりが、全体として御理解の得られるような案がなかなかできないというところで、現在、人権擁護局でさらに検討を続けているところでございます。

○平岡委員 今の答弁は、人権擁護局の中で、今、人権侵害の定義とか人権擁護委員のあり方とかあるいは人権擁護委員の選任要件とか、こういうことを検討しているということですか。

○富田政府参考人 そのとおりで

ございます。

○平岡委員 それだったら、人権擁護局の中でいつごろ結論が出ますか。人権擁護局の中で検討しているのなら、人権擁護局でまず結論を出さない限りは外には出ませんよね。それを出してもらわない限りは先へ進まない。

人権擁護局の中でいつ結論が出るのか、先ほど来のいろいろ課題となつている分について、それを答弁してください。

○富田政府参考人 この件につきましては、自党内でさまざまな議論があったところであります。私どもとしては、そのさまざまな議論に対して十分説得できる案ができなければならぬというふうには考えておりますので、現在、それを一生懸命考えているところでございます。

○平岡委員 一生懸命考えていないとは言っていないじゃないですか、私は。いつできるんですかと言っているんですよ。ちゃんと示してもらわなければ、こんな、「今後も真摯に検討を進めてまいります。」というふうなお題目だけを言っていたのでは、何ら大臣所信なんかになっていないですよ。

まず、擁護局がいつできるかというのをちゃんと示さない限りは、大臣が判断できないじゃないですか。大臣が大臣としての判断をするために今事務的に作業をさせているということでは擁護局がやっているのなら、擁護局がいつできるかというのをちゃんとここで言ってください。

○富田政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、具体的なそれぞれの案件について、自民党内で行われた議論について説得力ある形の案を現在検討しておりますけれども、現在の段階でいつそれができるといふことはちょっと申し上げられない状況でございます。

○平岡委員 私が人権擁護局長をしつつも、多分人権擁護局長はそれぐらいのことしか答弁できないんだらうと思えますけれども。

まさにこの問題は、大臣、人権擁護局の中で議論を重ねたらできるといふ問題じゃないんですよ。まさにこれは政治決断の問題なんです。確かに、人権侵害の範囲とか人権侵犯の範囲とかいろいろのいろいろな考え方があってもいいじゃないですか。けれども、そこは最後は政治的にここで決めていくんだというのをやはり示さない限りはできないんですよ。

ほとんどの問題が、多分自民党の中でいろいろなことが言われていて、事務方がやろうと思っても、自民党内で大きな声をする先生方がいたら引込まざるを得ない、こういう問題ですから、かつての小泉総理みたいに、そういう自民党の勢力は抵抗勢力である、私たちは人権擁護法案についてはこの方針でやるんだ、そういうかたい決意を大臣みずから示さなきゃいけない。

そして、安倍総理にも、ここまで強く反対してきたという立場からは、認められるかどうかというのにはわかりませんが、むしろ安倍総理に決断を迫るぐらいの覚悟を法務大臣に持っていただきたいと思っております。いかがですか。

○長勢国務大臣 人権擁護ということが大変大事な問題であることは先ほど来申し上げていることではございますが、人権擁護法案については、今までの長い経過がある問題でございますので、私なりにまた改めて考えてみたいと思えます。

○平岡委員 大臣の所信の中に、「従前の議論を踏まえ、今後も真摯に検討を進めてまいります。」こういうふうにならわっている。これがお題目にすぎないというのじゃなくて、本当に真摯に検討した結果を、

長勢大臣がいつまでやられるか知りませんが、この通常国会で内閣改造というのはないと思えますから、在任されている間にでもちゃんと示していただいて、もつと世の中に議論を問うてください。

そうしないと、本当にこの問題については、もうみんな、あきらめ感みたいなものがあるんですね。安倍さんのもっとやこれではできないはずがない、もういいんじゃないかな、もうだめじゃないかな、私はそんな雰囲気蔓延しているということを変心配しています。

これは、国際的にもちゃんとしたものをつくれということと言われていて、大臣としての決意をもう一度私は示していただきたいと思えます。

○長勢国務大臣 長い懸案になっていることではありますし、また大變議論の分かれている部分もあるようでございますので、そういう方向づけができれば大變いいなと思っております。

○平岡委員 方向づけができればよいと思えますと何か他人事みたいに言われましたが、しっかりと取り組んでいく、しっかりと方向づけをしていくと。

さつきも私は言いましたけれども、この問題というのは、ある意味ではもう議論は尽くされているんですよ。議論は尽くされていて、最後は政治決断なんです。だから、安倍総理がどういう人権擁護法案をつくるのがいいのかということを決断すればできちゃうんですよ。ただ、それが本当に我々の目から見ても一般の国民の目から見ても十分なものかどうか、そういう議論は当然また出てきますよ。だけれども、政府として出すか出さないか、どういうものを出すかというのは、私はまさに政治決断そのものだと思いますね。

しっかりと決断をしていただくように、闘う政治家と言われていて、安倍総理に、闘おう、一緒に闘おう、逃げないでください、逃げる政治家にならないでください、これぐらいの気持ちで迫っていただきたいというふうに思っています。

同意なしで身元開示

2月にも 業界が新指針

インターネット上のプライバシー侵害や名誉毀損について総務省と業界団体は、発信者の同意がなくても被害者に発信者の氏名や住所を開示する方針を固めた。これまでは発信者が開示を拒否すれば、誰が悪質な情報を流したか被害者側には分からず、泣き寝入りするケースが多かった。業界団体は新たなガイドライン(指針)を年明けに作り、来春から導入する。「ネット社会取材班」

特定する情報を掲載し、被害に悩む「プライバシー」を幅広く「ガイドライン」と認定。個人を名指して病歴や前科を公開することもある。発注者も「ネット上からしめこした場」プロバイダーが被害者からの要請を受け、発信者の同意がなくても、その氏名や住所、電話番号、電子メールアドレスなどを開示できる。一方、名誉毀損については、プロバイダーによる任意の発信情報開示をあまり広く認めると「政治家や企業経営者」も導入する方針。

指し示す。業界と総務省は一般からの意見も募集しようという。早くれば来年2月にも導入する方針。

ネット被害 発信者情報

02年に施行されたプロバイダー責任制限法はプライバシー侵害など正当な理由があれば、被害者がプロバイダー(接続業者)に対し、書き込みを削除するなどの対応を求める権利を初めて認められた。氏名や住所など個人を

12月26日 毎日新聞

同和書籍の購入強要

恐喝容疑で会社役員逮捕

広島県公安課などは「ユニオンK」など、同和問題や北方領土に関する高額書籍を購入するよう強要したとして、広島市中区の書籍販売会社「トラストジャパン」の代表取締役、李一雄容疑者(63)を同和問題に関する恐喝容疑で逮捕した。ほかに関係者約十人の逮捕状を取っており、容疑が固まり次第、逮捕する。

また同社や李容疑者が実際に経営する岡山市と鶴見、書籍を一冊五万

2月16日 日本経済新聞(夕)

元理事長に懲役6年

大阪地裁判決「同和を悪用」

大阪地裁判決「同和を悪用」 元理事長、小西邦彦に懲役6年(求刑・懲役8年)を言い渡した。また、大阪市の「監禁」甘さ」も指摘した。小西被告側は控訴の方針。判決は、67年ごろから部活動放同盟支部長を務め、同和行政に絶大な影

響を及ぼしてきた小西被告が「自己の意のままになる理事を配し、同和地区住民の福祉増進を目的とする飛鳥会を私物化した」と専横ぶりを指摘。駐車場運営の業務委託が事実上の同和对策事業だったと位置づけた。その上で、着服した巨額の金の使途について「飲食費や家族の高級服飾・宝飾品、外車、果ては法外な箱おけにまで湯水のごとく使った」と認定。飛鳥会が公益法人として優遇されてきた趣旨を踏みにじっており「特に強い非難に値する」と非難した。

移し替えて着服した。《詐欺罪》同和立飛鳥人権文化センター前館長(80)有罪確定」と共謀、妻や元暴力団組長ら3人が飛鳥人権協会に勤務しているが、03年9月、淀川社会保険事務所から計7連の健康保険証をだまし取った。

1月25日 毎日新聞

人権集会の要請

公費で職員動員 奈良市役所 部活動放同盟奈良県連合会(川口正志委員長)が

中心となって県内で今年度開いた四つの人権集会に、動員要請を受けた奈良市が最大約1000人の職員を公務扱いで出張させていたことが分かった。市によると、数十年前からの慣例といい、市人権・同和対策課の堀内敏一課長は「人権教育の一環で参加には問題ないと考えているが、自主参加も含め検討したい」と話している。【花沢茂人】

31日代表質問 首相の主な答弁

31日の参院代表質問に対する安倍首相の主な答弁は、次の通り。質問者は自民党、野上浩太郎、小野平敏文、岡田、民主の谷博之、池田、口修次、岡田、公明の草川、昭三、参院議員会長、共産党

支の黒字化が、歳出削減のため、北海道と緊密に連携を進め、必要に応じて支援を行う。【人権擁護法案】これまででも様々な議論がなされてきた。しっかりと防弾しながら、慎重にも慎重な検討を要する。【政治とカネ】自民党改革実行本部に検討を進める。【政治とカネ】自民党改革実行本部に検討を進める。【政治とカネ】自民党改革実行本部に検討を進める。

2月1日 読売新聞

2月20日 毎日新聞(夕)